

# 平成 28 年度 郡市医師会妊産婦・乳幼児保健担当理事協議会 ・関係者合同会議

と き 平成 28 年 9 月 15 日 (木) 15:00 ~ 16:00

ところ 山口県医師会 6 階会議室

[ 報告 : 常任理事 藤本 俊文 ]

## 開会挨拶

**河村会長** 予防接種の広域化に関する議論が始まった当時、私は郡市医師会の担当理事をしていた。会議が数回あり、1 年半かけて広域化したことが印象に残っている。その後、妊産婦や乳幼児といった関連の領域が入り、現在の形になった。最初の精神を無駄にすることなく、中途半端ではない、きちんとしたものをつくりたい。

**喜多健康増進課長** 28 年 10 月 1 日から B 型肝炎ワクチンの定期接種が始まり、国の審議会でも広く接種を推奨することが望ましいといわれた 7 つのワクチンのうち、6 つがようやく定期化されることになる。私は厚生労働省で平成 25 年の予防接種法の改正の際に担当しており、関係者と協議の上、法改正をさせていただいた。ここまで定期化が進んだことは感慨深く思っている。感染症全体に関しては、一部で麻しんが拡がっている。数年前は麻しんの輸出国として汚名を着せられていた日本だが、関係者のご尽力により、排除状態に認定された。麻しんについては、第 1 期の接種率は 95% 以上を達成している状態であるが、第 2 期については 94% 前後と伸び悩んでいる。接種率を維持していきたいので、関係者の皆様のご協力を引き続きいただきたい。

## 協議事項

### 1. 健康増進課からの情報提供

**健康増進課** 28 年 10 月 1 日から B 型肝炎ワクチンの定期接種化が開始される。対象年齢は 28 年 4 月以降に出生した生後 1 歳に至るまでにある者とされており、接種回数は 3 回とされている。

その他については、下記のとおり。

(1) 母子感染予防の対象者の取扱い：HBs 抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険により B 型肝炎ワクチンの投与（抗 HBs 人免疫グロブリンを併用）の全部又は一部を受けた者については定期の予防接種の対象者から除く。

(2) 長期療養特例：接種の対象年齢の上限は設けない。

(3) 既接種者の取扱い：定期の予防接種が導入される以前に、定期の予防接種に相当する方法ですでに接種を受けた対象者については、定期接種に規定された接種を受けた者とみなす。

すでに各市町においては、対象者への啓発や通知等で対応していただいているが、円滑に接種できるように連携して取り組みをお願いしたい。

26 年度と 27 年度の麻しんの予防接種実施状況について、26 年度の第 1 期は山口県平均で 95%、第 2 期は 94% 前後となっており、27 年度については県集約の時点で 93.8% と 94% を少し割り込んでいる。麻しんについては 2 回接種が重要である。市町では就学前の接種勧奨等していただいているが、排除状態を認定されたことにより必要ないと認識しておられる方もいるかもしれない。ぜひ、未接種者への早期の勧奨などで接種期間を逃すことがないように引き続きの取り組みをお願いしたい。

28 年 7 月末から国内で麻しん患者が発生しており、8 月下旬から患者が増加している。その関係で接種率の向上等、引き続き取り組んでいただきたいとお願したところであるが、県内でも問い合わせが少しずつ出てきている。まずは定期接種、就学前の子どもが必ず接種が受けられるよう

にすることが大切である。麻しんの発生があると 対策が非常に大切であることの啓発をしていただき、接種漏れなどが起きないようにお願いしたい。

出席者

郡市担当理事

大島郡 嶋元 徹	宇部市 金子 淳子	岩国市 藤本 誠
玖珂 松井 晶子	山口市 成重 隆博 (代理)	小野田 伊藤 忍
熊毛郡 廣島 淳	萩市 岩谷 一	光市 北川 博之
吉南 鈴木千衣子	徳山 大城 研二	柳井 近藤 穂積
厚狭郡 吉武 和夫	防府 村田 敦	長門市 須田 博喜
美祢郡 竹尾 善文	下松 井上 保	美祢市 横山 幸代
下関市 神田 岳		

市町

下関市 主幹 主任保健師	野坂 隆夫 友澤八重美	柳井市 主査 主任	寺岡 富美 丸山美寿恵
宇部市 係長 係長	塚本加勺里 江本 絹世	美祢市 係長 係長	谷 和明 末永 直美
山口市 主幹 主幹	山田智恵美 末岡 昭子	周南市 主査 係長	林 容子 玉野 政枝
萩市 主幹	河上屋里美	山陽小野田市 係長	大海 弘美
防府市 予防係長 主任	片岡 和史 原田 陽子	主任技師	伊藤比呂子
下松市 課長補佐 主査	中村 裕子 森藤 孝典	周防大島町 主査 保健師	吉富 和成 石原 憲子
岩国市 班長 班長	鈴川 芳智 岡崎 由紀	和木町 係長	三國真莉菜 上杉 美和
光市 係長	佐伯 愛子	上関町 係長	吉光 恵美
長門市 主任 主査	桑原 紀聖 細田登喜江	田布施町 技師	神代 美穂
		平生町 主任主事	関永 幸枝
		阿武町 主任	長岡ひとみ

山口県健康福祉部健康増進課

健康増進課長 喜多 洋輔  
感染症班長 楠藤 幸雄  
感染症班主任 清水 恭子

山口県健康福祉部こども・子育て

応援局こども政策課

保育・母子保健班  
主査 林 直美

山口県産婦人科医会

会長 藤野 俊夫

山口県小児科医会

会長 田原 卓浩

オブザーバー

岡田 和好

県医師会

会長 河村 康明  
副会長 濱本 史明  
常任理事 藤本 俊文  
常任理事 今村 孝子  
理事 船津 浩彦  
理事 前川 恭子

## 2. B 型肝炎定期予防接種について

**藤本** 定期接種に導入される B 型肝炎定期予防接種の標準料金案を県医師会で作成の上、事前に郡市医師会及び各市町へ提示し、各市町における接種料金について事前調査を行った。なお、B 型肝炎のワクチンには 0.5mL と 0.25mL の 2 つがあるため、やむを得ず二重の価格となった。ご了承いただきたい。0.25mL は化血研がつくっており、MSD（株）のヘプタバックスは 0.5mL しかない。熊本地震の影響で 0.25mL の供給についてはやや不安もある。なお、ヘプタバックスは一度針を刺したものは直ちに使用し、残液はすみやかに処分することとされている。

B 型肝炎予防接種に関する予診票の県内統一様式は他のものとはほぼ同じ様式であるが、ラテックス過敏症という項目を入れている。これは、ヘプタバックスの瓶の蓋にゴムが使用されているためである。

## 3. 平成 29 年度妊婦・乳幼児健康診査における参考単価（案）について

### ①妊婦健康診査について

**藤本** 平成 29 年度の妊婦・乳幼児健康診査における参考単価（案）を県医師会で作成し、山口県産婦人科医会及び山口県小児科医会にも検討いただいた上で、事前に郡市医師会及び市町に提示した。妊産婦の健康診査について、ご説明をお願いしたい。

**藤野産婦人科医会長** 診療報酬の改定に伴い、改正された保険点数のところのみ変更した。もっとも変わったところは「外来栄養食事指導料」の取扱いである。従来、130 点を毎回健診ごとに加算していたものを踏襲し、毎回健診ごとに最初は 260 点、それ以降は 200 点をつけて提示した。その後、いろいろな方からのご意見もあり再考し、初回は 260 点、2 回目以降は 200 点を月 1 回に限り算定するとして改めて再提示を行った。

この制度が始まって 8 年になるが、私ども産婦人科医がどのように対応しているかを簡単に説明させていただく。21 年 4 月にこの制度が開始したが、事前に各市町の担当者に集まっていた

き、この制度の趣旨と財源の根拠について説明の上、県医師会案として額を提示させていただいた。財源が確保されているので、減額されることのないよう要望したところである。その後、各市町で検討され、概ねは認めていただいたが、最初は 3 つの市で減額されて制度が始まった。本来、妊婦健診は自由診療であるので、自由に設定してよいが、妊婦に経済的な負担がかからないことと県内でバラバラにならないようにという趣旨で、産科医療機関が統一価格という形で協力しようと産婦人科医会の会員へ周知した。また、減額された金額については、必ず妊婦から徴収することとした。結局、2 つの市は 2 か月ほど減額された金額ではじめたが、4 月にさかのぼって県医師会案を受け入れることとなった。妊婦に負担の少ない形で、各市町で金額に差のない制度を続けていきたい。

### ②乳幼児健康診査について

**藤本** 乳幼児健診については、市町からは特別に異議などないようである。県小児科医会の田原会長より医会のことも含めて、ご意見をお願いしたい。

**田原小児科医会長** 乳幼児健診については昨今のワクチン導入の拡大、スケジュールの個別プランの作成の煩雑さがあり、一方では風疹などが流行するとその防御に関する啓発や通達などが絡んでくるので、基本となる“子どもたちの健康を守る”という乳幼児健診の場においてははっきりとした支援と基盤のもとで小児科医を中心として遂行していく。

## 4. 平成 28 年度広域予防接種における高齢者インフルエンザ予防接種について

**藤本** 県医師会から市町に対し、28 年 10 月 1 日からの高齢者インフルエンザ予防接種の料金、期間等を調査した。接種期間はほとんどの市町が 10 月 1 日から 29 年 2 月 28 日となっており、周防大島町のみ 10 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までとなっている。接種料金は全市町が 4,860 円、自己負担が 17 市町で 1,460 円、2 市町で 1,450 円となっている。なお、県内統一様式のインフル

エンザの予診票は昨年度と変更していない。

**田原小児科医会長** 周防大島町のみ接種期間が 3 月 31 日までとなっているのは何か深いお考えがあって、このようにされているのか。

**大島郡医師会** 特に深い理由はない。周防大島町は高齢者が多く、インフルエンザが遅れて流行するので、年度末まで行っている。

#### 5. 平成 29 年度広域予防接種における個別接種標準料金について

**藤本** 平成 29 年度の広域予防接種における個別接種標準料金（案）は県医師会から郡市医師会及び市町へ提示している。郡市医師会と市町で協議の上、概ね了承いただいている。

#### 6. その他

##### ①平成 28 年度児童虐待の発生予防等に関する研修会について

**藤本** 今年度は 10 月 30 日に開催。

**藤野産婦人科医会長** 毎年、県の委託を受けて県医師会と共催で行っている。私たち産婦人科医は 0 歳児の虐待死を予防する取り組みをしており、毎年研修会をしている。

##### ②平成 28 年度山口県医師会学校医研修会・学校医部会総会・予防接種医研修会・学校心臓検診精密検査医療機関研修会について

**藤本** 今年度は 12 月 4 日に行う。

##### ③その他

**藤野産婦人科医会長** 新生児聴覚スクリーニング検査及びその後の難聴児のフォローアップ体制については、山口県は体制が整備されており、評価されている。平成 13 年から県に新生児聴覚検査専門委員会を設置し、産婦人科、耳鼻科、県、各市町の連携の下にこの事業を実施している。現在、100% に近い実施率である。検査するだけでなく、見つかった難聴児に対するフォローアップ体制もしっかりしている。問題は公費補助がないた

め、自費もしくは医療機関のサービス等で実施しているところもある。日本産婦人科医会が厚生労働省に公費健診に向けて努力してほしいとの要望を受けて状況を調査したところ、公費による実施は非常に少なかった。その後、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長が各県を通じて積極的に実施するように通知を出した。なお、財源については、平成 19 年度の地方財政措置において、「少子化対策に関する地方単独措置」として総額において大幅な拡充がなされることにより、所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されたとなっている。

**防府医師会** 日本脳炎は現在、生後 6 か月から開始する方向で小児科医会が声明を出している。今後、県内でもおそらく接種が増えていくと思われるが、先進地域の話を聞くと、3 歳未満、生後 6 か月以降の日本脳炎の予防接種を定期予防接種として理解していない自治体があったそうである。また、接種料金は 3 歳未満の場合は料金の基準が変わってくるので、今後の検討課題としていただきたい。

**濱本副会長** 防府医師会からご意見のあったように、今のところ国は 3 歳以上しか積極的勧奨としていないが、市町として 3 歳未満も積極的に勧奨されるかどうか、持ち帰って検討いただきたい。なお、変更すると、現在は 3 歳以上で料金を設定しているので、料金が変わってくる。

**防府医師会** 麻しんの流行に伴って MR ワクチンが不足している。すでに出荷制限があり、すぐに入ってこない状況にある。安定的に供給するために出荷制限をしていると思われるが、先の見込みが分からない。国も自治体に確保に向けて努力するようという通知を出ただけで具体的には動いていない。県で MR ワクチンの確保や情報の収集について具体的に動く予定はあるか。

**県健康増進課** 国から供給体制について連携して取り組むようにとの通知が出ており、薬務課と情報共有している状況である。県にも麻しんに関す

る相談が上がっている状況である。基本的には、定期接種の子どもを優先にというスタンスである。成人には、自分の接種歴をご確認いただき、接種歴がないあるいは 1 回接種であれば、「対応をかかりつけの医療機関に相談ください」との啓発を行っている。

成 15 年からこの会議に出席されている方もおられる。一方、行政でその当時の方はおられないと思われるが、不明な点があれば参考資料として配付している。各郡市の担当理事と行政とで事前に協議いただき、いろいろなお意見、ご質問を受けたい。健診を含めてご協力をお願いしたい。

#### 閉会挨拶

**濱本副会長** 28 年度から郡市の担当理事になられた方もおられれば、会長挨拶にあったように平

## 『会員の声』原稿募集

### 投稿規程（平成 27 年 5 月から）

- 1) 投稿は本会会員に限ります。
- 2) 内容につきましては、医療・医学に関連するものに限定させていただきます。
- 3) 他誌に未発表のものに限ります。
- 4) 同一会員の掲載は、原則、年 3 回以内とさせていただきます。
- 5) 字数は 1,500 字程度で、文章には必ずタイトルを付けてください。
- 6) 外国語単語の使用は認めますが、全文外国語の場合は掲載できません。
- 7) 学術論文については、その専門的評価が問題となる場合があるため、掲載できません。（『山口県医学会誌』への投稿をお願いします。）
- 8) ペンネームでの投稿は不可とさせていただきます。
- 9) 送付方法は電子メール又は CD-R、USB メモリ等による郵送（プリントアウトした原稿も添えてください）をお願いします。
- 10) 編集方針によって誤字、脱字の訂正や句読点の挿入等を行う場合があります。また、送り仮名、数字等に手を加えさせていただくことがありますので、ある意図をもって書かれている場合は、その旨を添え書きください。
- 11) 原稿の採用につきましては、原稿をいただいた日の翌月に開催する広報委員会で検討させていただきますが、内容によっては、掲載できない場合があります。

山口県医師会事務局 広報・情報課

〒 753-0814 山口市吉敷下東 3-1-1 山口県総合保健会館 5 階

TEL : 083-922-2510 FAX : 083-922-2527

E-mail : kaihou@yamaguchi.med.or.jp